

東京都電線共同溝整備マニュアル

平成26年8月

 東京都建設局

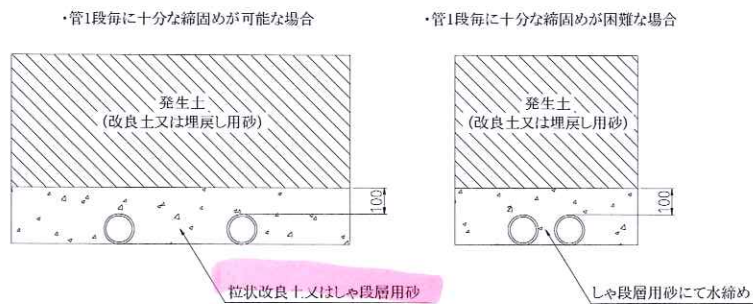
- (4) 既設電柱、街路灯等の根際を掘削する場合は、施設管理者と協議の上適切な防護方法を施さなければならない。

4-2-2 埋戻し

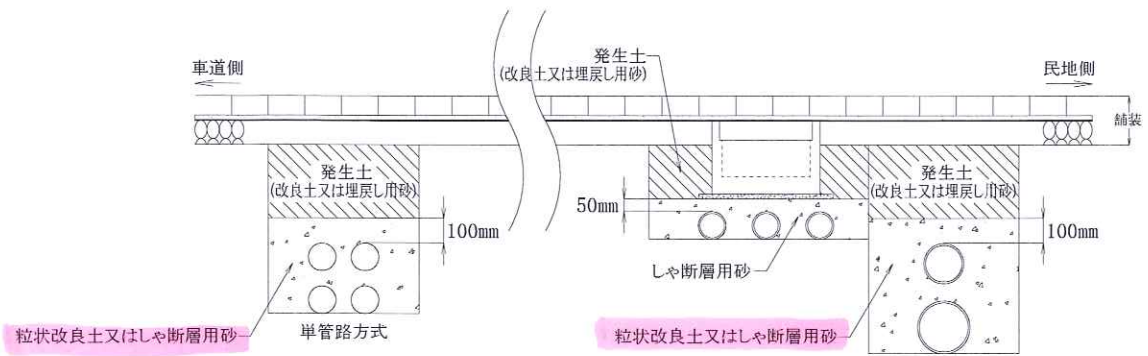
- (1) トラフ方式の一般部の埋戻しは、敷設上段の管路上面から50mmまでをしゃ断層用砂とする。共用FA方式及び単管路方式の一般部の埋戻しは、敷設上段の管路上面から100mmまでを粒状改良土又はしゃ断層用砂とし、路盤下面までは発生土（現場掘削土）を使用することを標準とする。
- (2) 特殊部の埋戻しは、発生土（現場掘削土）を使用することを標準とする。
- (3) 発生土（現場掘削土）が埋戻しに適さない場合は、改良土又は埋戻し用砂を標準とする。
- (4) 施工後の路面沈下、陥没等が発生しないよう十分転圧しなければならない。

[解説]

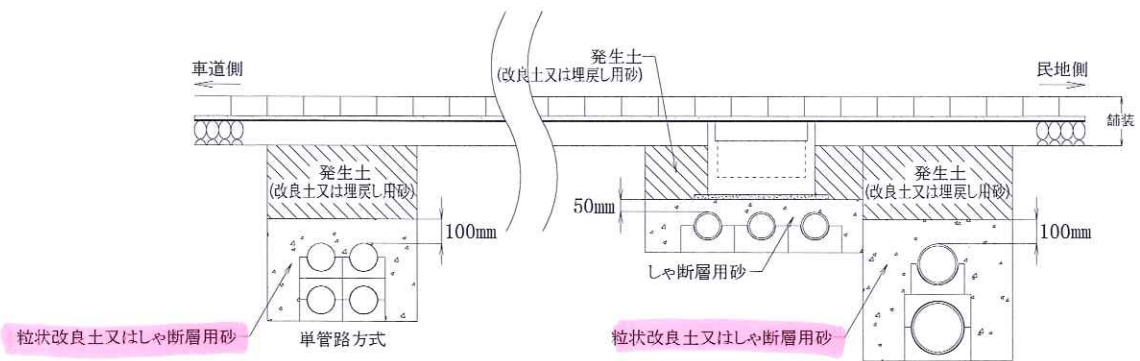
- (1) 一般部の埋戻しには、粒状改良土又はしゃ断層用砂による埋戻しを標準とし、施工にあたっては十分な充填、転圧を行う。また、現場の状況を考慮し、下記の通りとする。
- ① 多条管路等で締固め作業が困難な場合は、水締めを標準とし、しゃ断層用砂を使用する。
 - ② 管1段敷設毎に十分な締固め作業が出来る場合は、粒状改良土又はしゃ断層用砂を使用する。なお、水締めを行う場合粒状改良土は適用しない。



- (2) トラフ方式の一般部の埋戻しは、敷設上段の管路上面から50mmまでをしゃ断層用砂を使用する。なお、路盤下面までを発生土（現場掘削土）を使用し、発生土（現場掘削土）が埋戻しに適さない場合は、改良土又は埋戻し用砂を使用する。
- (3) 共用FA方式及び単管路方式の一般部の埋戻しは、敷設上段の管路上面から100mmまでを粒状改良土又はしゃ断層用砂を使用する。なお、路盤下面までを発生土（現場掘削土）を使用し、発生土（現場掘削土）が埋戻しに適さない場合は、改良土又は埋戻し用砂を使用する。
- (4) 特殊部の埋戻しには、標準として発生土（現場掘削土）を使用する。しかし、発生土（現場掘削土）が埋戻しに適さない場合は、改良土又は埋戻し用砂を使用する。
- (5) 発生土が埋戻しに適さない場合は、①改良土、②埋戻し用砂の順位により埋戻し材料の適用について検討し、選定する。なお、改良土とは、第2種改良土及び粒状改良土のことをいい、現場条件や経済性を比較検討し、使用する材料を選定する。
- (6) 一次埋設したトラフ方式設備に近接して掘削を行う場合は、トラフ下埋戻し土や小型トラフ本体が掘削溝に変位を生じない様十分な施工管理が必要である。
- (7) 小型トラフ設置後にトラフ下を掘削した場合の埋戻し材は、流動性処理土の適用を検討する。



標準埋戻し図（管路箇所）



標準埋戻し図（管枕（スパーサ）設置箇所）

4-3 特殊部の施工

4-3-1 埋設物の確認

特殊部の掘削に当たっては、既設埋設物の事前調査を実施する。

[解説]

- (1) 特殊部の掘削に当たっては、埋設台帳をもとに、試掘及び探査を用いて設置の可否の確認を行う。
- (2) ボディ管、共用F A管等の特殊部への取付け可否についても併せて確認する。